

自動体外式除細動器（AED）賃貸借（長期継続契約） 仕様書（5年契約）

1. 件名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借（長期継続契約）
2. 数量 3台
3. 設置場所 かすみがうら市 坂 地内
 - ①かすみがうら市交流センター（〒300-0214 かすみがうら市坂 4784 番地先）
 - ②古民家江口屋（〒300-0214 かすみがうら市坂 895 番地 1）
 - ③水郷園（〒300-0214 かすみがうら市坂 905-6）
4. 契約想定品 ・日本光電工業株式会社製 カルジオライフ AED-3150
上記又は同等機種以上のもの。
同等品確認書を**令和8年2月9日（月）正午まで**に商工観光課（霞ヶ浦庁舎）
まで提出すること。
5. 契約期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日（60ヶ月）
6. 契約方式 賃貸借契約（長期継続契約）とする。（地方自治法第234条の3）
7. 支払方法 年度毎に、商工観光課において一括して支払う。
・1台分の金額に100分110を乗じて得た金額を60等分した金額を1台当たりの月額とし、
年度途中の4月末に前年度の契約台数分の、請求書明細を商工観光課に提出すること。

8. 仕様 自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約については、次の仕様条件等を満たすものとする。

医療用具（除細動器）	医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
付属品	本体に付属する装置等は、次の通り AED本体（バッテリーを含む）、キャリングケース、 電極パッド（成人・小児用共通）2組 救急セット1式（ハサミ1本、蘇生用マウスピース1個、手袋1双、脱毛用具1個、ペーパータオル1本）、目隠し用の三角巾等、取扱説明書（日本語）
音声メッセージ	音声アナウンスによる操作説明ができること。
言語	日本語の他、日本語以外の言語でも使用できること。
電極パッド	・電極パッドは接続した状態で保管できること。 ・電極パッド使用後または使用期限経過後は速やかに交換すること。 なお、交換にかかる一切の経費は契約金額に含まれるものとする。 ・小児用（8歳未満対象）電極パッドが使用可能であること。
切り替え機能	小児／成人のモード切換機能を搭載するAEDであること。
装着テスト機能	AED使用後や不具合時など、電極パッドの交換後バッテリー装着テストを行う必要がないこと。
表示機能	バッテリー残量表示、点検必要表示等があること、使用の際に誤作動がないよう液晶画面等で操作方法が確認できるものであること。
記録機能	除細動時の心電図を内部メモリに記録できること。

自動解析機能	電極パッド貼付け後に心電図を自動解析し、除細動が必要な状態であるかを知らせる機能があること。
ガイドライン対応	救急蘇生法ガイドライン2020に準拠した機種であること。
バッテリー待機寿命	待機寿命4年
消耗品の交換	バッテリー等必要な消耗品の補充は速やかに行うこととし、交換に要する一切の費用は契約金額に含まれるものとする。 消耗品の交換は受注者が機器の設置場所に赴き技術者が行うこと。
保守	契約期間中、故障、盗難、破損等の場合、機器の交換、修繕等を無償で行うこと。故障等が生じた場合は、担当技術者を派遣し、正常な状態に回復させること。
耐用年数	5年以上
IP 保護等級	IP55以上の規格を有すること。(防水、防塵) ※契約期間中に屋外設置する場合も想定しています。
搬入・搬出	機器の設置は受注者が行うものとし、設置作業にあたっては、別途発注者が指定する日時に指定する場所に設置し、動作の確認をすること。 各施設設置時、関係職員等にAEDの取扱説明を必ず実施すること。 なお、搬入・搬出等の費用及び壁掛け用器具の設置費用については契約金額に含まれるものとする。
AED操作ガイド等	AEDを安心して操作できるように、ひと目でAEDの使用手順がわかるようなものとし、AED収納用バックに入る大きさであること。 設置場所には、人目に付くようAED設置表示ステッカーを表示すること。

9. 納入方法

商工観光課担当と協議のうえ納入し、各施設の管理者等の指示に従い、指定の場所に配置すること。

10. その他

賃貸借期間満了後は、商工観光課担当者と協議のうえ受注者が撤去すること。

受注者は機器の納入時に、発注者に対して機器の取扱方法等の説明を行うこと。

また、契約期間中において発注者が要請した場合は、トレーニング用機器等を用いたAEDの取扱い方法などの研修等を実施すること。また、研修に係る費用は受注者の負担とする。